

平成 28 年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日時：平成 29 年 3 月 27 日（月）

午後 3 時～

場所：本庁 7 階 701 会議室



保健福祉部 保険健康課

■平成28年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1 日 時 平成29年3月27日（月） 午後3時から

2 場 所 本庁7階 701会議室

3 議 題

- ・議題1 平成29年度国民健康保険特別会計当初予算の概要
- ・議題2 特定健康診査等の状況（報告）

4 出席者

委員14名のうち12名出席

○被保険者代表

伊勢田 幸雄、中矢 千穂子、藤原 スミ江

○保険医等代表

渡部 昌平、宇都宮 章、井上 貴博

○公益代表

日前 賢一郎、二宮 洋始、三曳 重郎、大窪 美代子

○被用者保険等保険者代表

藤江 昇、重野 英二

○事務局

市民環境部長、税務課長、納税課長、保健福祉部長、保険健康課長ほか

5 議事録署名人

中矢 千穂子（被保険者代表委員）、三曳 重郎（公益代表委員）

1. 開会

(司会)

開会に先立ちまして、本会議についてご説明させていただきます。

本会議では、議事録の作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、委員の皆様がご発言される際は、お手数ですが、ご発言するごとに、氏名を名乗っていただき、ご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本日の議事録は後日、市のホームページ等での公開を予定しております。しかし、公開する際は、委員のどなたが発言されたかは伏せた状態となりますことを申し添えます。

それでは、定刻になりましたので、只今から「平成28年度 宇和島市国民健康保険 運営協議会」を開催いたします。

開催にあたりまして日前会長よりご挨拶を申し上げます。

2. 会長あいさつ

(会長)

会長の日前でございます。

本日ここに、宇和島市国民健康保険運営協議会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、協議会委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして有難うございます。

さて、宇和島市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法ならびに宇和島市国民健康保険条例等の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されております。

本日の協議会では、のちほど皆様にご審議いただきますが、平成29年度の当初予算のほか、特定健康診査などの状況について委員の皆様からご意見を頂戴する予定となっております。

委員の皆様におかれましては、今後の宇和島市の国民健康保険事業が安定的に運営できるべく、事務局からの報告をもとに、活発なご審議をいただきますことをお願い申しあげまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

日前会長、どうもありがとうございました。

申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます、保険健康課 課長の毛利と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

次に、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

委員定数14名のうち、本日は12名の方に出席していただいております。

また、国民健康保険条例第2条各号で規定されております各委員につきましても、それ

それ1人以上のご出席をいただいております。

したがって、国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、協議会規則第3条に従いまして、会議録署名人指名からの議事進行を、日前会長にお願いしたいと思います。

4. 議事録署名人指名

(会長)

それでは、議事にうつりますまえに、協議会規則第6条第2項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、中矢委員と三曳委員にお願いいたします。

5. 議題1～2

(会長)

それでは、早速議事に移らせていただきます。

お手元の会議資料に沿って進行させていただきます。

議題1「平成29年度国民健康保険特別会計当初予算の概要」のうち、まず(1)事業勘定特別会計について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

保険業務係の二宮です、宜しくお願いいたします。

申し訳ありませんが、座って説明をさせていただきます。

私の方からは、国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の平成29年度の当初予算についてご説明いたします。

資料2ページの表1をご覧ください。

平成29年度は、歳入歳出予算額は13,010,254千円と、平成28年度現計予算額と比べて1億円ほど財政規模が縮小しています。おもな歳入科目ごとにご説明いたします。

保険料につきましては、被保険者数や世帯数からの類推と、過年度実績や今年度の推移状況をもとに推計しています。

療養給付費等交付金につきましては、平成27年3月31日に退職被保険者の制度が廃止されたことに伴い対象者数が引き続き減少することにより、1億5千万円の減を見込んでおります。

資料3ページの表2をご覧ください。

表2では、平成24年度から平成29年1月末現在までの被保険者数と世帯数の推移となっております。グラフもあわせてご覧いただければわかると思いますが、被保険者数は毎年1,000人前後減っています。

その減少している内訳をみると、その多くが59歳未満の現役世代であり、平成25年

度からは60歳以上の被保険者数が逆転し、その差が拡大しています。

現役世代の人たちは医療費が比較的少なく、かつ一定の所得が期待できる層でありますので、この世代の減少は保険料収入の落ち込みに大きな影響を与えるため、保険運営に必要な保険料の確保が大きな課題となっています。

また、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金などについては、歳出予算に負担割合を乗じる方法以外に、過年度決算額や今年度決算見込額、県や関係機関からの通知なども参考に試算しております。

なお、以下、4ページまでおもな用語に関する解説をつけておりますので、後ほどご覧いただくとともに、国民健康保険制度における財政負担についてもなるべくわかりやすく簡略化した状態でお示ししておりますのでご確認ください。

次に歳出にうつります。

資料5ページにあります表3をご覧ください。各歳出の項目についてご説明をいたします。

まず資料6ページの表4をご覧ください。

保険給付費については、被保険者数が減少傾向にあります。その内訳は歳入のときに説明をいたしましたとおり、比較的医療行為の受ける機会の少ない59歳以下の現役世代の方がほとんどであるため、表4をご覧くださいます。予算ベースでの1人あたりの保険給付費は増加していることがおわかりと思います。

今一度、資料5ページにお戻りください。

続いて、後期高齢者支援金、前期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、過年度実績や国の通知等に基づき算出をしています。

また、共同事業拠出金のうち、保険財政共同安定化事業拠出金については、国の制度改正により平成27年度から事業規模が拡大しておりますが、平成29年度につきましても、愛媛県国保連合会からの通知にもとづいて計上しております。

その他、保健事業費については、医療費を抑制するためのものとして、医療費通知やジェネリック医薬品の利用差額通知、はり・きゅう利用助成、特定健診・特定保健指導などの経費を計上しています。

特に、特定健診については平成26年度から受診料を無料化するなど、事業の充実による受診率の向上につとめています。

なお、6ページの下半分と7ページにおもな用語に関する解説をつけておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、平成29年度に予定されております国民健康保険の制度改正のなかで被保険者の方々に大きく関わるものについてお知らせいたします。

資料の8ページをご覧ください。

まず、低所得者の保険料軽減措置が平成29年度も引き続いて拡充されます。

これは、保険料のうち、応益分と呼ばれる「均等割」と「平等割」の部分が、一定の所

得に満たない世帯に対して、法律に基づいて軽減されるというもので、2割と5割軽減の判定をされる所得の基準が拡大します。

まず、2割軽減については、基準額33万円に世帯内の被保険者数1人につき49万円を足した額が軽減判定の所得基準額となります。

続いて5割軽減については、基準額33万円に世帯内の被保険者数1人につき27万円を足した額が軽減判定の所得基準額となります。

また、この制度改正によって軽減世帯が拡大されたことによる保険料の減収分については、国の制度にもとづき、一般会計から繰入金として財政支援がなされますが、そのうち繰入をした額の3/4は国と県が負担することとしており、実質、市の負担は1/4となっています。

資料9ページをご覧ください。

さきほどは保険料に関する制度変更でしたが、今度は保険給付に関する制度の改正となります。

平成29年8月から70歳以上の被保険者の方に係る高額療養費の算定基準額について、一部変更が行われます。

現役並み所得のある方については、現行の外来の限度額44,000円が57,600円に変更となります。また、現役並み所得者、住民税非課税者以外の方の一般の区分に該当する方については、外来の限度額が12,000円から14,000円に引き上げられますとともに、年間上限額が144,000円とされます。また、入院療養について、現行の44,000円から57,600円に引き上げられますとともに、高額療養費の該当回数が4回目以上となった場合は、多数回該当として44,400円とされます。

実際にどれくらいの世帯が対象になるのかということにつきましては、ページの一番下に平成29年1月31日現在の状況でお示ししておりますのでご参照ください。

以上が、被保険者の皆様に直接関係する制度改正となっております。

以上をもちまして、議案1(1)の平成29年度国民健康保険(事業勘定)特別会計当初予算の状況についての説明を終わります。

(会長)

只今、事務局から説明がございましたが、委員の皆様におかれましては、ご質問、ご意見がありましたら、冒頭、事務局からの説明がありましたとおり、議事録作成の都合がありますので、挙手のうえ、ご発言をお願いします。

なお、ご発言の際は、先に氏名を名乗られてからご発言ください。

(委員)

予算とは関係ないのですが、市の方からジェネリックの通知が送られていますが、比率を教えていただけませんか。

(事務局)

通知は9月から1月までの毎月の送付となっております。効果に関する資料も届いており、切り替え率は70%を超えている状況です。切り替えによる効果額につきましては、800万円ほどの効果を見込んでいるところです。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

保険料軽減の関係で基準額33万円とありますがこれは何ですか。

(事務局)

例えば1人世帯の場合では、平成26年度ですと、33万円に45万円に被保険者数1をかけた額を加えた合計78万円の所得額に満たさない場合に、2割軽減が適用されることとなります。

(委員)

年間所得が満たない場合ということですか。

(事務局)

年間になります。

(会長)

他にございませんか。

ご質問がないようでしたら、続いて(2)「直営診療施設勘定」について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、「国民健康保険特別会計」のうち、「直営診療施設勘定」の29年度当初予算の状況について、ご説明します。座ったままで、失礼します。資料の10ページをご覧ください。この「直営診療施設勘定」は、市直営の診療所8か所を運営するための会計です。

28年度より九島診療所を休止しており、なお、29年度4月1日より廃止を予定しております。

具体的な診療所名、出張所名については資料のとおりで、日振島の喜路と能登の2カ所が出張所になります。それでは、表をご覧ください。上の表が歳入、下の表が歳出になります。

それぞれ、29年度当初予算額のほかに、比較対象として、27年度決算額と28年度現計予算額を、科目別に載せております。まず、歳入について、主なものをご説明します。

「診療収入」につきましては、88,100万円を計上しており、28年度と比較して、710万円の減となっております。主な減少につきましては後期高齢者医療診療報酬収入が影響していると考えます。

「診療収入」中、下の方に記載している、「その他 診療報酬収入」は、生活保護や母子医療、乳幼児医療などからの収入です。

また、その下の、「その他の診療収入」は、自由診療や予防接種などからの収入です。

「繰入金」につきましては、1億5,152万円となっております。

診療所は赤字経営となっております。その赤字分について、毎年、一般会計などから繰り入れを行っております。

内訳としまして、「一般会計繰入金」は、1億452万円、国からの補助金である「事業勘定繰入金」は、4,700万円を計上しております。

内容としまして、一般会計繰入金につきましては、昨年度より、約3,835万2千円と増額となっており、この要因は29年度退職の看護師2名分の退職手当分であります。

次に、歳出について、主なものをご説明します。

まず、「総務費」につきましては、1億7,031万4千円となっております。このうち、「一般管理費」が大勢を占めておりますが、ここでは、人件費や消耗品、光熱水費など、診療所を維持するための一般的な経費を計上しております。

28年度と比較して、3,135万1千円の増となっており、主な要因としては、29年度退職の看護師2名分の退職手当分が、人件費の増額に影響しております。

「医業費」につきましては前年度並みの予算額となっております。

以上から、29年度当初予算の合計額は、歳入、歳出とも同額の2億4,070万1千円であり、28年度と比較して、3,025万2千円の増額となっております。

以上で、29年度当初予算の状況に関する説明を終わり、引き続いて、29年度の診療体制等について、ご説明します。

11ページをご覧ください。

現在医師は、蔣淵と戸島、日振島に常駐しております。蔣淵の医師は、遊子と下波の診療所を、戸島の医師は、嘉島の診療所を、日振島の医師は、喜路と能登の出張所を、それぞれ兼任で管理し、曜日や時間を決めて診療を行っております。

このうち記載しておりますとおり、九島診療所の運営について、現在休止していますが、平成28年度をもちまして、廃止を予定しています。

また、他の診療所の具体的な診療時間につきましては、それぞれの診療所、出張所ごとに記載しておりますので、参考として、お目通しいただければと思います。

以上で、「直営診療施設勘定」に関する説明を終了します。

(会長)

只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら挙手のうえ、先に氏名を名乗られてからご発言をお願いします。

(委員)

各診療所における外来数を教えてください。

(事務局)

開所日数ベースで申しますと、遊子診療所につきましては、1日当たり8.3人、下波診療所が3.5人、蔣渕が5.2人、戸島が6.5人、嘉島が2.6人、日振島が2.4人、喜路が11.9人、能登が7.5人となっております。

(会長)

他にございませんか。

ご質問がないようでしたら、議題1の協議は以上とさせていただきます、議題2にうつらせていただきます。

議題2「特定健康診査等の状況」について、事務局からの報告を求めます。

(事務局)

12ページをご覧ください。特定健康診査等の状況について、成人保健係の松田がご説明させていただきます。

特定健診は、40～74歳が対象で、メタボ健診ともいわれています。

保険者が実施するよう義務づけられていまして、宇和島市は市長が保険者である国保加入者を対象として実施しております。

実績についてご説明いたします。

(1)の表7をご覧ください。20年度そして25～27年度の県下11市の受診率の推移を示しております。健診が開始した、20年度は、11市中10位、14.8%でしたが、自己負担を無料とした26年度は前年から4.3%アップし6位、27年度は2.5%アップし30.0%、県下11市中5位となっております。現在11市中、自己負担を無料化しているのは5市、松山・西条・宇和島、27年度新たに、四国中央市・今治市が加わりました。

表の上に、27年度の対象被保険者数、受診者数を記載しております。

28年度暫定の受診率は、前年同時期より若干ですが、高い割合をキープしております。

次に(2)の表8をご覧ください。特定保健指導終了率を示しております。特定保健指導は、特定健診の結果から、国規定により、生活習慣病の発症や重症化のリスクの高い方に実施しています。人口小規模の市の終了率が高い傾向にあります。

市の対策としては、繰り返し対象となる方が、指導にマンネリ化を感じられることが無いよう、教材の開発や、保健師・栄養士のスキルアップを行っているところです。

次に13ページ、(3)表9をご覧ください。

特定健診の取り組み状況について、左に28年度、右に29年度の予定を記載しております。6月のご報告と重なる部分は割愛しながらご説明します。

まず、特定健診受診期間は、例年どおりを予定しております。最近の傾向として、個別健診を希望される方の割合が増えております。医師会様におかれましては引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

健診料金、健診体制は変わりございませんので、受診率アップの取り組みの③からご報告いたします。

③継続受診者の増加に向けた取り組みとして、健診リピータを確保すべく、平成27年度の集団健診受診者の皆さまへ、28年3月、28年度の健診の先行申込みのための個人通知を実施しました。結果、4月上旬に発送数の57.4%、6割近い方の申込を得ております。29年度分は、2月に費用決済を終えた個別健診受診者も加え、4,174人分を3月13日に発送しております。

⑤経年未受診者及び不定期受診者への勧奨については、25～27年度の健診受診状況から実施しました。3か年全く受診の無かった経年未受診者9,120人へ勧奨の圧着ハガキを送付しましたが、86人、0.9%の成果でした。29年度は、対象者を節目年齢に限定し、申込み返信ができる様式の送付を予定しています。

一方、1回でも受診している不定期受診者への電話勧奨は、47.3%の申込みを得ることができました。大いに成果があると判断し、29年度も引き続き実施の予定としています。

⑦ですが、薬剤師会様に例年啓発のご支援をいただいております。また、JCHO様については、28年度からの試みとして、人間ドック受診の方へ、特定健診受診券を利用することの、勧奨チラシの配布にご協力いただきました。ありがとうございます。

3つめの国保新規加入者へのアンケートの実施は、受診勧奨を兼ねて前年度から窓口にて実施しております。集計により、国保加入前に健診を受診していた人は89.3%有るという分析結果を得ました。引き続き丁寧に対応して参ります。

⑦の29年度取り組みとして、うわじま歩ポ、宇和島健康マイレージ事業の開始を記載しております。3月号広報にお手元のチラシを差込みしましたのでご存じの方もいらっしゃるかと思います。現在、1,291名の登録があります。国保加入者に限った事業ではありませんが、宇和島市の健康づくりや情報発信のツールとして市民へ浸透させて参りたいと考えております。

最後に、欄外、下の記載にあるとおり、29年度は、第3期の特定健診等実施計画、第2期のデータヘルス計画の策定年度となっております。引き続き、生活習慣病の発症と重症化予防を図って参ります。

以上で、特定健診等の状況についての説明を終わります。

(会長)

只今、事務局からの報告がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。なお、議事録作成の都合がありますので、ご発言の際は、先に氏名を名乗られてからご発言ください。

(会長)

以上で、事務局から提出されております議事の説明が全て終わりましたが、何か質問等
はございませんか。

(委員)

宇和島市の国民健康保険に加入されている方が、医療圏域外で受診されている方がどれ
くらいおられるのか、また、宇和島市外の方が、宇和島市の医療機関をどれだけ利用され
ているかについての動向が分かるような資料を提示いただきたい。

(事務局)

現時点では資料等がございませんので、今後改めてご説明させていただきます。

(委員)

小・中学生に係る自己負担額3,000円以上の助成について説明をお願いします。

(事務局)

先日、議会において承認されまして、平成29年4月から小・中学生の1人当たり3,
000円以上の自己負担額につきましては、市の方で負担となりました。事務としては福
祉課が管轄しておりますが、福祉課の方に領収書をお持ちいただければ、1月あたり3,
000円以上の自己負担に対しては償還払いという形で支払が行われるという制度が始ま
ります。

(委員)

医科、歯科など全部合算なのですか。

(事務局)

いろいろな病院について全て合算と聞いております。

(委員)

歯科は自己負担額3,000円を超えるのは厳しいです。よかったら小学校入学以降も
歯科の無料化をお願いできたらと思います。

(部長)

福祉課は本日この場には出席していませんが、無料化についてですが、医療体制を考え
ると小児科救急は医師の方に大きなご負担をかけている現状がございます。

その点を考えると無料化については、慎重に検討を行う必要があると感じておりますの
で、現時点ではこの内容でご理解いただけたらと思います。

(委員)

歯科だけでなく、小学校から中学校までの医療費の無料化についてもご検討いただけましたらと思います。

(会長)

他にございませんか。無いようでございますので、これで本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様におかれましては、活発な審議にご協力を賜り、ありがとうございました。それでは事務局に司会を戻します。

6. 閉会

(司会)

日前会長、ありがとうございました。

以上を持ちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、長時間に亘っての協議、有難うございました。

また、本日の議題にはあがっていなかったのですが、国保の広域化について、今の状況を述べさせていただきますと、県に納める納付金について、まだ試算結果が県から示されておりません。次回開催の運営協議会時にお示しできる具体的な資料が整いましたら、また事務局の方から説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、次回の協議会にもご出席いただきますようお願い申し上げます。